

## 生命保険料控除制度の改正

個人の所得税と住民税の負担が軽減される生命保険料控除制度は、平成24年1月以降に加入する契約保険から、新制度が適用されます。

### I. 改正の内容

#### ① 概要

この「生命保険料控除制度」は、日本の高齢社会の現状を踏まえ生活保障ニーズの多様化や介護・医療保険の重要性をうけて、平成24年1月1日以降に加入する保険契約について、現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて「介護医療保険料控除」が追加新設されます。

#### ② 留意点

改正によって傷害特約等の「身体の傷害のみ」に起因して保険金・給付金が支払われる契約は控除の対象外となりますのでご注意ください。

### II. 控除限度額の改正

三つの控除の合計適用限度額が、所得税では現行の10万円から12万円に拡充されることとなります。(住民税の合計適用限度額は、現行どおり7万円)

具体的には、各生命保険料控除額は、主契約、特約それぞれの保障内容に応じて各生命保険料額を算出します。

- ① 一般生命保険料…生存または死亡に起因して一定額の保険金、その他の給付金を支払うことを契約する部分にかかる保険料です。控除限度額は、所得税4万円、住民税2.8万円が新制度上の金額となります。
- ② 介護医療保険料…入院・通院等にともなう給付部分にかかる保険料です。控除限度額は、所得税4万円、住民税2.8万円が新制度上の金額となります。
- ③ 個人年金保険料…個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険契約にかかる保険料です。控除限度額は、所得税4万円、住民税2.8万円が新制度上の金額となります。

## ナマの税務相談室

**Q** 市内の不動産を私の兄弟4人が共有していて、それを貸家に供して約20年経ちますが、兄弟たちも年をとったので、このたび、その物件を売却しようと思います。

**A** そうですね。皆さんが年をとるということは、同時に不動産も老朽化したということですからね。

**Q** 若い頃は、管理もそれほど苦痛とは思いませんでしたが、税金の申告等の時期には資料の収集も早めに手配して税理士の先生にお願いして参りました。また、付随して収入の分配なども手早く処理できて皆に喜ばれたものです。

**A** そうでしょうね。大体において長男の方がその作業を受け持ち、他の兄弟に対する連絡、報告者作成と面倒なことを一切行い、ミスが生じると手の平を返して文句を言われる、つまり、割に合わない仕事なんですね。

## 何事も終わり良ければ すべてよし

**Q** 仰るとおりです。私昨年傘寿を迎え、記憶力はおとろえるは、動作は遅くなるはで、毎年同じ仕事のはずが段々と苦痛に

なりました。子供たちも誰一人として仕事を承継する意欲がなく、結局、売却清算という運びになりました。

**A** よく分かりました。ところで、不動産の登記名義人、過去の不動産所得の申告状況、今回の売却に伴う金銭の分配状況の整合性がポイントですね。登記名義人と実質所有の関係は過去の申告で判明いたしますが、最後に譲渡後の金銭のやり取りで間違いのないように扱ってください。この種の事案で、贈与税の課税問題が起きることがあります。

**Q** 今回は長年この不動産の管理を行ってきた仲介業者が直接買い取ってくださったので、賃借人の退去問題等がなく、スムーズに運びそうで良かったです。

## ナマの税務相談室